

令和3年度第6回津野町農業委員会定期総会会議録 (第1日目)

召集年月日 令和3年9月22日

召集場所 津野町役場 西庁1階 ホール

開 会 令和3年9月29日 午後4時30分

出席委員

1番：松岡 保宏、2番：石川 幸久、3番：大地 勝義、4番：宇都宮 京子、
5番：田部 節男、6番：川村 実男、会長：戸田 和宏

(推進委員)

大崎 登、川西 利文、明神 長生、長山 計一、山崎 哲人、明神 正

欠席委員

(推進委員)

川渕 慶博

その他の出席者

事務局長：戸田 喜博、職員：池 大輔、石田 純也

議事日程

別紙のとおり

令和3年度第6回津野町農業委員会定期総会議事日程

令和3年9月29日 午後4時30分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1		開会	
2		会議録署名委員の指名	
3	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請書の審議について	
4	議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請書の審議について	
5	その他		

開会 : 午後4時28分 開議

議長 : 正場にいたします。

ただいまの出席委員は農業委員7名、農地最適化推進委員6名でございます。川淵委員が所用のため本日欠席ということであります。

これより、令和3年度第6回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。

会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において

2番 ^{いしかわ}石川 ^{ゆきひさ}幸久 委員 3番 ^{おおち}大地 ^{かつよし}勝義 委員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : ご異議なしと認めます。
よって会期は1日間と決定しました。

日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について、を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について説明いたします。
(番号1朗読)

農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議長 : 議案第1号 番号1は、大地委員と川西委員が地区委員です。
現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

川西委員 : ●さんの代理人の●●●さんに話を聞いてきました。●さんが土地を整理するということで、●●さんに全部売るという形で、この田んぼもセットで売りました。●●さんも3年間は農地として利用しますということです。田んぼには水を谷から取りゆうということですが、水がなかなか取れんので、田んぼじゃなくて畑になるかもしれんけど、継続して農地として利用するとのことでした。とりあえず問題はないと思います。

議長 : 番号1について、質疑、意見はありませんか。

委員 : 異議なし

議長 : よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の
挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議につい
て、を議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 : 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について説明いた
します。
(番号1朗読)

番号1の農地区分は、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれの要件に
も該当しない「その他の農地(第2種農地)」と判断されます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議長 : 議案第2号 番号1は、石川委員と大崎委員が地区委員です。現地調査の結
果並びに補足説明をお願いします。

大崎委員 : 14ページの写真を見ていただきたいと思います。ここの赤い枠で囲んでい
るのが地役権を設定する土地です。この左側に●●さんの住宅が建築中です。
●●さんが下に降りてくると国道に出ると、その国道に出るのに他人の土地
を通らなければいかんというようなことで、自分の土地が道路に面していな
いため道路に面している他人の土地を通らないと自分の土地に出入りできな
いということから地役権を設定するわけです。このまま地役権を設定しない
場合には通る土地の所有者に通っていいですかとか、何かの場合で所有者が
変わっても通らないで下さいと言われた場合には通行を禁止されてしまうか
もしれない。そのような可能性がある土地を十分に利用することができな
くなって資産価値も下がってしまうというようなことです。今回地役権を設
定する条件には、銀行との融資条件も地役権を設定するという条件になっ
ていた。そういったことで設定すると。この件につきましては設定者の●●と
●●兩名によって申請をすることに、行政書士の●●さんに現地と内容を確認
しました。

議長 : 番号1について、質疑、意見はありませんか。

松岡委員 : かまいませんか。

議長 : はい。

松岡委員 : 単純な質問ながやけど、こんな時は土地を買うたりしますわね。

大崎委員 : 資料に書いているように賃貸料はとってない。大工さんがやりゆうき通ってくれと口頭ではなっている。しかし銀行は融資をするにあたっては地役権をしていないと融資はできないという条件と、それから将来的にもしてなかったらトラブルになると困るということから、地役権の設定としている。

議長 : よろしいでしょうか。ほかにありませんか。

委員 : 異議なし。

議長 : よろしいですか。それでは採決いたします。
議案第2号について、原案のとおり決することに、賛成の農業委員の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 : 日程第5 その他の件について、を議題といたします。

特になければ10月の定例会の日程ですが、事務局は10月28日(木)のことですがどうでしょうか。次回は本庁ということです。よろしいでしょうか。

委員 : はい

議長 : それでは、ご発言がないので以上で、本日の日程は全て終了しました。
これにて、令和3年度第6回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。

閉会 (午後4時50分)

津野町農業委員会会議規則第13条の規定による会議の経過を記載したもので、その相違ないことを証するためここに署名する。

津野町農業委員会議長

署 名 委 員 2 番

署 名 委 員 3 番